２　新規則第一号の三様式、第二号様式、第三号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式及び第十九号様式は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

３　新規則第十七号様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条　新規則第三条の十四第二項及び第六条の二の二第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条　施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次項及び附則第七条において「二号施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次項及び次条において「旧規則」という。）第九条の二第十四項第一号イ及び第十五項第一号イの規定の適用については、同条第十四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の⑶」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表の⑶」とする。

２　施行日から二号施行日の前日までの間における旧規則第九条の四第五項第一号イ、第十五項第一号イ及び第十六項第一号イの規定の適用については、同条第五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の⑶」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表の⑵又は⑶」と、同条第十六項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の⑶」とする。

３　新規則第十六号の四十三様式は、施行日以後に取得される自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条　新規則附則第六条第三十三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第六条　新規則第十五条の十五の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

２　新規則第三十三号の四様式は、施行日以後に取得される三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置）

第七条　新規則第二十五条第五項の規定は、二号施行日以後に保存が行われる地方税法（次項において「法」という。）第七百四十八条第三項に規定する地方税関係書類（以下この項において「地方税関係書類」という。）について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類については、なお従前の例による。

２　新規則第二十七条の規定は、二号施行日以後に保存が行われる法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項（以下この項において「地方税関係書類等に記載すべき事項」という。）について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類等に記載すべき事項については、なお従前の例による。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第八条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄中

「5　地方道路譲与税 　1　森林環境譲与税」	「5　森林環境譲与税 　1　森林環境譲与税」

を

「3　地方道路譲与税 　1　地方道路譲与税 　1　森林環境譲与税」

に改め、同表市町村の項の欄及び目の欄中

「3　森林環境譲与税 　1　森林環境譲与税」	「3　地方道路譲与税 　1　地方道路譲与税 　1　森林環境譲与税」

を

「5　森林環境譲与税 　1　森林環境譲与税」

に改め、同表の備考1中

「5　地方道路譲与税 　6　森林環境譲与税」

を

「6　地方道路譲与税 　1　地方道路譲与税 　1　森林環境譲与税」

に改め、同表の備考2中

「3　地方道路譲与税 　4　森林環境譲与税」	「6　航空機燃料譲与税 　1　森林環境譲与税」

を

「6　航空機燃料譲与税 　1　森林環境譲与税」

に改め、同表の備考3中

「5　航空機燃料譲与税」

を

「7　石油ガス譲与税」

に改め、同表の備考4中

「6　石油ガス譲与税」

を

「8　石油ガス譲与税」

に改める。